

# KAWWARA-BAN

The citizen's committee which thinks about the Takamatsu-shi self-government basics regulations

H20/MAR/13th

## 議論の過程こそ大事だから



十九人の志士から  
委員会始動!

市民とは  
どうあるべきか?

高松市自治基本条例を考える市民委員会(以下、委員会)の第2回目の会合が市役所の会議室にて3月13日(木)に開かれました。この委員会は、各種団体推薦者と、公募委員の19名から成り、高松市の将来のまちづくりに関心のあるメンバーで構成されています。

前回の初顔合わせから委員会の進め方等に意見が出されるなど、協働の試金石となる

委員会だけに、各委員からは積極的な姿勢が見られました。その分、果たして条例となる基本骨子を作成するという最終結論まで予定の期間で合意できるのか?不安と期待が入り混じるスタートを切りました。

今回の初顔合わせから委員会の進め方等に意見が出されるなど、協働の試金石となる委員会だけに、各委員からは積極的な姿勢が見られました。その分、果たして条例となる基本骨子を作成するという最終結論まで予定の期間で合意できるのか?不安と期待が入り混じるスタートを切りました。

現在、自治基本条例は全国で約70以上の地方自治体で施行されており、「自治体の憲法」と呼ばれ、各条例の上位に位置する重要な役割を持っています。市民・自治体組織・市長・議員の権利と責務を定義する内容のため、大枠な範囲に留まり、各自治体で表現の違いはあれそれほどの差は無いとも言われています。

つまり、他市の例を焼き直しても良いわけなのですが、これからの市政運営の市民参加の雛形だけに「市民が参加参画して」創り出す議論の過程が大切と考えます。したがって、議事録や会議の公開に止まらず、このような瓦版を通じて、市民に対し広報活動を増やして行かねばなりません。

今回の委員にはならなかったけれども、自治基本条例に関心がある人、またこれから市政に関心を持つ人に、どのような参加・参画のスタイルが高松の基本となるのかをアウンスし、それらの意見を汲み取れる仕組みを共に考えていくことに啓発して行きたいところです。

第2回となる今回の会議では、KJ法と言われるワークショップにより「市民像の理想と現実そして解決策」を2グループに分かれて議論し、最後に互いに発表し合いました。いきなり条例の身上に踏み込めば、委員間でも知識差や認識差はあり、空中分解しかねません。そこで、どこに向かおうとしているのか・互いが意見を批判しあうのではなく、様々な手法によって合意形成していくことに取り組みました。後、2~3回の暫くは、このようなワークショップを経る予定ですから、興味のある人は、是非委員会を覗きにきてください。肩間にしわを寄せるのではなく、身を乗り出して議論している姿を目の当たりに出来るでしょう。

高松市は市民と協働の道を進もうとしています。それは市民みんなに関わる大事な事柄です。貴方の意見・貴方の汗は必ずまちの未来に繋がります。



### タッチちゃんの独り言

唯一20代かつ、副委員長にしゃしゃり出たKYな委員会の広報担当タッチちゃんです。ちっちゃな頃から頭ごなしに命令されるのが大嫌いで、不満だらけで育ったのですが、今回、自治体の憲法創りに市民が参加できるというおもしろそうな話を聞いてエントリーしました。” Yes! we can.” 市民委員会の熱気と、自分たちの手で創るまちづくりの楽しさを伝え、高松市民である誇りを持つことをお伝えできればと思います。今後も随時、広報も含め理念を実現化するために努めて行きます。えうご期待下さい!(立野)

### ●委員会の今後の予定

- 第4回委員会 4月10日(木) 市役所3階32会議室
- 第5回委員会 4月23日(水) 市役所11階職員研修室

委員会は傍聴自由です。是非お越し下さい。  
また、議事録は高松市HPにUPされています。

### ■編集■ 高松市自治基本条例を考える市民委員会

この瓦版に対するご意見は

担当立野 neworder610@yahoo.co.jp に

件名「自治基本条例について」と記して送付下さい。

担当課 高松市企画課 TEL 087-839-2135